

令和8年度

専門家 派遣事業

専門家が
あなたの
経営課題を
解決します

あきた企業活性化センターでは、
センター登録の専門家を派遣し、
課題解決のための診断・助言を実施しています。

派遣対象分野

- 経営全般
- IT・情報化
- 技術・生産
- 食品・醸造
- 業務連携・協業化
- 法務・労務
- 税務・会計
- 海外展開
- 販売マーケティング
- その他

注)この事業は企業等の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、企業等の実務や取引先等の斡旋を行うものではありません。

専門家の謝金を補助

派遣日数は最大2日間
で、専門家の謝金を
全額補助します!

派遣要請の方法

「専門家派遣要請書」(様式1)
を、センターホームページより
ダウンロードの上、メールにて
提出してください。

メールアドレス/
soudan@bic-akita.or.jp

お問
合せ

公益財団法人 あきた企業活性化センター / 総合相談課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 TEL:018-860-5610 FAX:018-863-2390

<https://www.bic-akita.or.jp/>

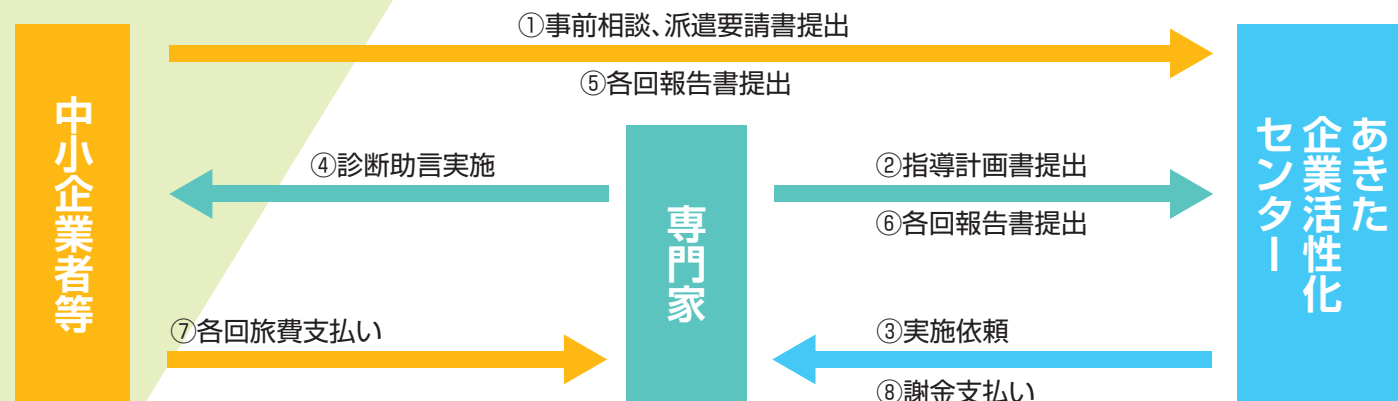
あきた企業活性化センター

検索



あなたの会社に専門家の助言を
必要とする課題はありませんか？

事業実施の流れ



派遣要請に当たっての留意点

- ①要請者の「現状と課題」及び派遣を求める「目的と目標」が明確であること。
- ②派遣日数の診断助言で一定の効果が期待できる具体的なテーマであること。
- ③ホームページの制作や申請書類の作成など実務を行うものでないこと。
- ④公的認証取得 (ISO等) や許認可を得ることだけを目的とするものでないこと。
- ⑤前年度に同一専門家の派遣を受けたものでないこと。

その他

- 派遣日数は4時間以上の診断・助言を1日とみなします。なお、専門家への謝金は1日当り3万円で、センターが全額負担します。
- 旅費は派遣要請企業の負担となります。
- 年間2日の範囲内であれば、複数のテーマによる利用も可能です。
- 現在当センターに登録されていない専門家でも、新たに登録することにより派遣が可能となる場合がありますので、ご相談ください。

令和7年度 派遣事例

派遣先業種	助言内容
製造業	きりたんぽ他の新商品開発について
金融・保険業	働き方改革に伴う就業規則及び労働条件通知書兼雇用契約書の変更について
サービス業	イベントのPR用メインビジュアルのテーマや表現方法について